

## ■届出の期限について

### (1) 特定指定物質の適正管理計画

特定指定物質取扱事業者の要件に該当した日から起算して、120日以内。

### (2) 特定指定物質の年間取扱量

原則として特定指定物質取扱事業者である年の翌年の6月30日まで。

ただし、取扱量が、直近の届出をした年度の取扱量と比較して30%以内の変動である場合、届出を要しない。

## ■届出の期限について

### (3)届出事項の変更

変更等が生じた日から起算して、30日以内。

ただし、特定指定物質適正管理計画に大幅な変更が生じた場合は、120日以内

### (4)特定指定物質取扱事業者の廃止

該当しなくなった日から、30日以内。

# ■ 特定指定物質の使用・取扱等に関する情報が 秘密として管理されている場合

## (1) 適正管理計画届出(変更等も含む)

特定指定物質の名称に併せて任意の名称を付して届出することができる

## (2) 取扱量の届出

特定指定物質の名称に代えて任意の名称を用いて届出することができる

## ■届出先について

- (1) 前橋市・高崎市以外に所在する工場・事業場  
その地域を管轄する県環境森林事務所・環境事務所。
- (2) 前橋市・高崎市に所在する工場・事業場
  - ア 前橋市…前橋市環境政策課。
  - イ 高崎市…高崎市環境政策課。

## ■改正条例・条例施行規則の施行日

平成25年4月1日

## ■ 今後の予定

説明会での御意見等を踏まえ、以下の資料を県のホームページに掲載することとしていますので、届出の際に参考にしてください。

- ・「特定指定物質の適正管理計画及び取扱量の届出要領」の作成・公表

適正管理計画や取扱量の届出を行う際の特定指定物質の取扱量の計算方法等規定

- ・「適正管理計画参考書式例」の公表

県が策定した指針に則して適正管理計画を作成する場合の参考書式例

## ■ 参考情報

以下の8物質について、塩素処理によりホルムアルデヒド類を高効率で生成する可能性が疑われているので、公共用水域への排出の未然防止等取扱いには注意してください。

- ・N,N-ジメチルアニリン
- ・N,N-ジメチルエチルアミン
- ・1,1-ジメチルヒドラジン
- ・トリメチルアミン
- ・ジメチルアミノエタノール
- ・1,1-ジメチルグアニジン
- ・テトラメチルエチレンジアミン
- ・ヘキサメチレンテトラミン

(出典：平成25年3月28日付厚生労働省健康局水道課長通知)